

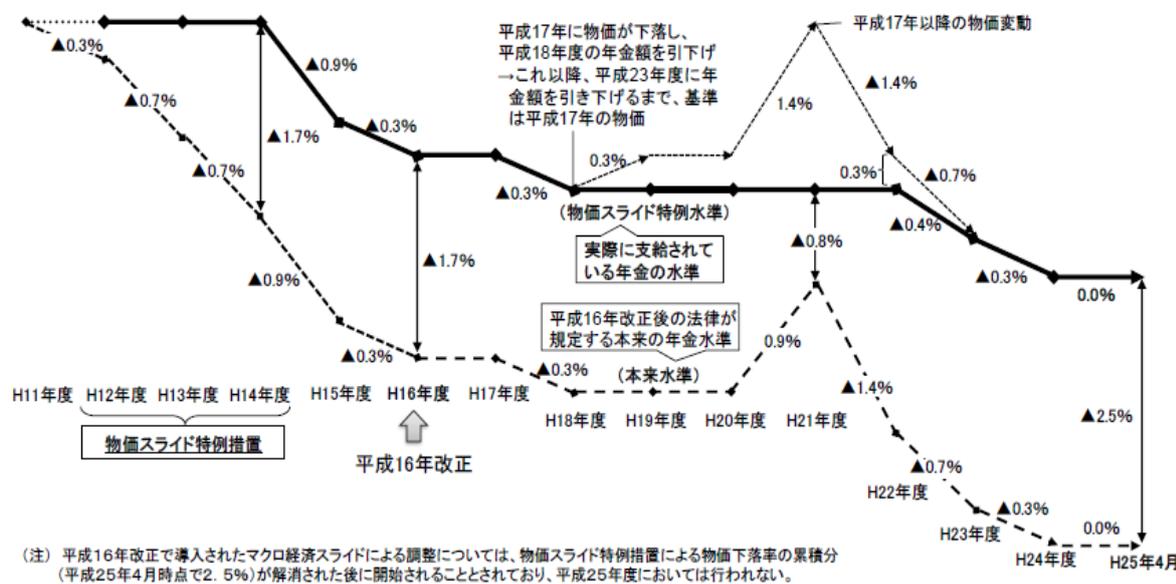
(公的年金)：マクロ経済スライドの完全実施について

公的年金制度の見直しについては、実際の給付額の水準と本来あるべき水準の間の乖離が今年度から3年間かけて是正されることとなっているが、この調整の完了後も、デフレ下を含めたマクロ経済スライドの完全実施という課題が残されている。併せて、公的年金の課税のあり方についても一定の見直しが必要になる。

公的年金制度の抜本改革を含む社会保障制度の見直しについては、消費税率引き上げをめぐる昨年春から夏にかけての経緯を踏まえて社会保障制度改革国民会議が設置され、今夏（8月21日）までに「結論を得る」こととされている。だが、年金制度の改革については5月半ばにようやく検討が始まったばかりであり、国民会議における議論の前提となる自民・公明・民主3党の実務者協議においても、合意形成に向けた具体的な改革案の検討が十分になされていない状況にある。この点を踏まえると、国民会議での議論のみにかかわらず幅広い観点に立って、今後の公的年金制度のあり方について考えてみる必要があるであろう。以下では、マクロ経済スライドと年金課税のあり方に焦点を当てて、論点整理を試みることにしたい。

「100年安心」とされる現在の公的年金制度においては、保険料を負担する現役世代の人口の減少や年金給付を受ける高齢者の平均余命の伸びによる年金財政の悪化を避けるため、人口動態の変化を年金給付額に反映させる仕組みとしてマクロ経済スライドが導入されている。これは年金給付額の改定を行う際に、賃金や物価の変動だけでなく、人口動態に応じて算定される一定の率（スライド調整率）を勘案して年金額を決定する仕組みである。だが、過去の物価下落時に年金給付額の引き下げが行われなかったことから、実際の給付額の水準（物価スライド特例水準）と平成16年年金制度改正により予定されている水準（本来水準）の間に乖離が生じており、マクロ経済スライドに基づく改定はこれまで一度も実施されていない。

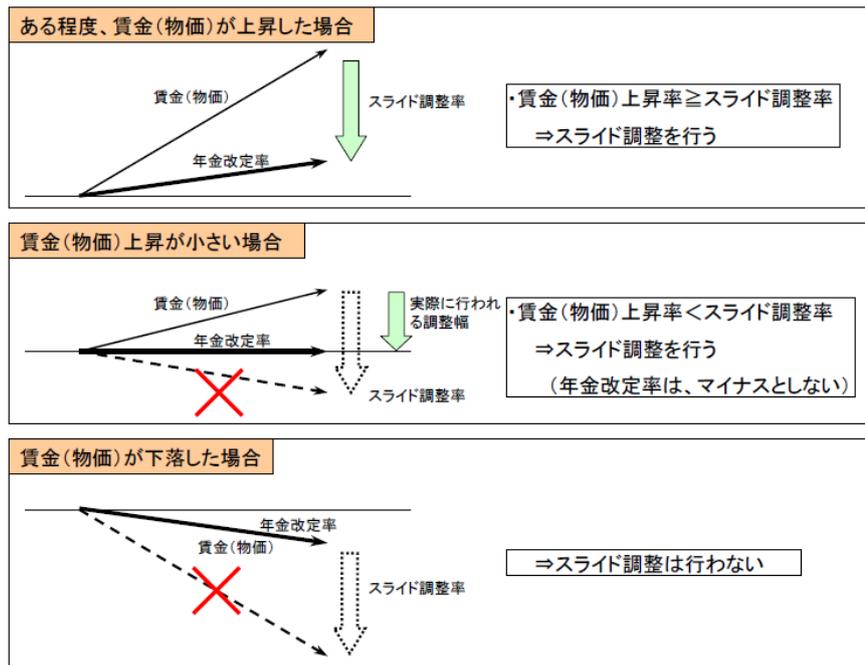
図表1：年金給付額の改定状況



（資料）厚生労働省

物価スライド特例水準と本来水準の乖離は、今年度から3年間かけて解消されることとなっているが、この調整が完了すれば年金給付額が適正な水準になるというわけではない。というのは、賃金や物価の上昇率がスライド調整率を上回らない場合にはスライド調整は部分的にしか行われず、賃金や物価が下落する場合にはスライド調整が実施されないため、人口動態の変化に応じて本来行われなくてはならない年金給付額の改定が不十分にしか実施されないためである。このことは、所得代替率（現役世代の平均収入対比でみた場合の年金給付額の割合）の高止まりをもたらし、公的年金の受益と負担における世代間格差をさらに拡大させることになる。

図表2： マクロ経済スライドに基づく年金額の改定



(資料) 厚生労働省

この問題を解決するためには、賃金や物価の動向によらずマクロ経済スライドが自動的に発動されるよう、年金給付額の改定の仕組みを改めればよいということになる。もちろん、このような見直しを行うにあたっては低年金者に対する配慮が重要な論点ということになるが、この点については同世代内の所得再分配を強化することによって対応することが適切である。このような低年金者対策のための財源を確保する方策としては、所得税における公的年金等控除（企業年金に係る部分を除く）の見直しを行うことが考えられる。公的年金については、拠出時に年金保険料が全額所得控除の対象となっていることからすれば、年金収入に対して現在のような水準の控除を認めることは妥当性がなく、公的年金等控除については縮減を図ることが適切である。

もし仮に政治的な理由によってマクロ経済スライドの完全実施が難しい場合には、現行制度のもとでもスライド調整が十分に実施できるよう、賃金や物価の伸びを一定率以上に引き上げるという政策対応が必要になるかもしれない。すなわち、「大胆な金融緩和」によるリフレ政策は、政治的な制約によって不十分なままに放置されがちな公的年金制度の改革を補完する、世代間格差の是正策としても機能し得るのである。

(上智大学 経済学部 中里 透)